○国立大学法人福島大学における教育研究費の使用に関する 行動規範

令和3年12月20日 学 長 裁 定

国立大学法人福島大学は、教育研究業務の遂行が社会からの信頼と負託に支えられていることを自覚し、自由・自治・自立の精神に基づき高等教育機関としての使命を果たすため 行動規範を次のように定めます。

- 1. 福島大学の教職員は、教育研究費の管理・運営に際し、「国立大学法人福島大学職員就業規則」、「国立大学法人福島大学役職員倫理規程」、「国立大学法人福島大学会計規則」等の学内規則および関係法令等を遵守します。
- 2. 福島大学の教職員は、教育研究費の管理・運営に際し、高い透明性をもたせ、全構成員および社会の信頼が得られるように、それぞれの権限を自覚し、十分な説明責任を果たします。
- 3. 福島大学の教職員は、教育研究費が国民の税金、授業料等の社会からの期待を受けて成り立つことを自覚し、適正かつ効率的に使用します。
- 4. 福島大学の教職員は、教育研究費の管理・運営に当たり取引業者等との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動します。
- 5. 福島大学の教職員は、教育研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令、 学内規則、使用ルール等の理解に努めます。
- (注1) 教育研究費とは、本学において機関経理すべきすべての経費をいう。
- (注2) この行動規範は福島大学で教育研究費の管理・運営に携わるすべての者が遵守するものです。